

令和元年12月20日

保護者様

羽島市教育委員会

学校において予防すべき感染症への罹患による出席停止の措置について（お願い）

平素は、学校教育に対してご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、羽島市では、お子様が“学校において予防すべき感染症”に罹患した場合は、学校保健安全法施行規則第18条第19条で規定している「学校において予防すべき感染症」とその「出席停止の期間の基準」に基づいて、学校医やその他の医師の先生方の診断等をいただき、児童生徒への適切な出席停止を校長が指示・解除することで、学校感染症のまん延防止対策につながると考えております。

そこで、下記の内容についてご協力をお願いいたします。

記

○ お子様、別紙にある学校感染症に罹患したと診断された場合

【基本的にはこれまでと同じです】

→「学校感染症(第2・3種・その他)の診断書及び出席停止期間の確認書※1」（裏面参照）に、

担当の医師が病名等を記入していただけたので、学校に提出してください。

【上記の確認書※1の発行が有償のときは金銭的負担を避ける方法があります】

→「学校感染症(第2・3種・その他)の診断書及び出席停止期間の確認書※1」の発行が、医療機関によっては有償の場合があります。金銭的負担を避けたい場合は、別紙様式「学校において予防すべき感染症への罹患報告書※2」（保護者記入用）に、病名や出席停止期間について保護者が必要事項を記入、押印し、さらに受診を証明できるもの（医療明細書、調剤説明書のコピー等）を添えて、学校へ提出してください。

※1… 受診医療機関から発行されます。

※2… 学校から配布されます。または、羽島市教育委員会学校教育課HPからダウンロードできます。